

区画整理 ニュース

平成 23 年 10 月 31 日発行

第 10 号

川西市中央北整備部
TEL 072-740-1214

[川西市中央北地区整備事業]

10月2日に事業説明会を開催しました

10月2日に土地区画整理事業に関する説明会を開催しました。内容は、土地区画整理事業の仕組みや換地設計の手順について、ご説明させていただきました。

日程

平成23年10月2日(日)
10:30~12:00

会場

川西市役所 7階 大会議室

内容

- ・土地区画整理事業の仕組みや換地設計の手順
- ・その他、質疑応答



当日にでた質問について



区画整理事業では換地の位置の希望はできるのですか。

区画整理事業においては、基本的には、換地は、もとの宅地の位置、地積、利用状況、環境等を総合的に勘案してこれに見合うように定めなければならないという照応の原則にもとづき、換地計画を作成します。しかし当地区では、飛び換地による集約換地の検討をしています。集約換地については、申し出のあった希望者を集客ゾーンに換地し、それ以外は具体的な土地利用を勘案しながら総合的に進めていきます。したがって個別の希望をお聞きすることはありません。



減歩により、現在の物件を維持できないようになる場合はどうなるのですか。

物件の維持に必要な土地を換地の際につけますが、清算金をお支払いいただく必要があります。



第 1 回土地区画整理審議会を開催しました

10月14日に、第1回阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理審議会を開催しました。審議会会長については、学識経験者委員の北原鉄也氏、副会長には学識経験者委員の楠田修三氏を選出しました。

内容

- (1) 審議会会長及び副会長の選出について
- (2) 審議会議事録への署名委員2名の指名について
- (3) 阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業の概要について
- (4) 阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理審議会の役割について
- (5) 今後のスケジュールについて

第2回土地区画整理審議会について

日時：12月15日(木) 19:00～

会場：川西市役所 4階 庁議室

内容：土地区画整理事業のしくみ 等



審議会の役割について



土地区画整理審議会の設置については、土地区画整理法第56条で定められています。また、この法律に定める審議会の権限として、施行者が行う換地計画の決定や仮換地の指定などに関する事項について、施行者は「土地区画整理審議会の意見を聴かなければならない。」と規定されています。

【意見を述べる】

- ・換地計画を作成しようとする場合
- ・換地計画について提出された意見書を審査する場合
- ・仮換地を指定しようとする場合

【同意する】

- ・換地計画において特別の定めをしようとする場合
- ・換地計画に保留地を定めようとする場合
- ・評価員を選任しようとする場合

せせらぎ遊歩道ワークショップを開催しています

せせらぎ遊歩道ワークショップの第2回を9月12日、第3回を10月3日に開催しました。

このワークショップでは、せせらぎ遊歩道が、地域の方や立ち寄った人たちのコミュニケーションの場として利用され、気軽に来て貰え、気軽に行ってみたいと思われる場所になるように検討を進めています。今後は他の地区の先進事例の見学等も行う予定です。



ワークショップで議論されている内容について

4つの班で活発な議論がなされています。

せせらぎ遊歩道の整備のキャッチフレーズや暮らし方や使い方のイメージとして議論された内容を紹介します。

A班

市民がつくる楽しくやされるまち

人・自然・ほこり(多世代がふれあい 自然やほこりを子どもに伝える)

B班

生きもの天国 ~いやしのオアシス せせらぎタウン~

私たち人間を含めた全ての生きものが過ごしやすい、集いの場・出会いの場となる遊歩道にしていきたい。また、日常生活の中だけではなく、災害時などの緊急時にも市民の頼りになる場にしていきたい。

C班

『きらめき体感 三世代へ!!』

次世代の子どもたちがふるさとの感性を育むべく、「自然」と接触し、四季を体感できるような空間がほしい。また、ジョギング、散歩、イベントなど、日常の生活にも溶け込み、人が集い、人の息吹が感じられ、新しい出会いやきらめきを発見できるような遊歩道をつくりたい。

D班

自然が育む感性豊かな夢歩道 ~出会い・創造・よろこびを次世代へつなぐ~

「次世代」「自然・四季の変化」「ふるさと」「シンボル」「発信」「安全安心」の6つのテーマのもと、「人と人との出会い」と「やすらぎある創造空間」によって「和(輪)」をつくる。また、この2つが合わさって、大きな喜びを感じるような感性豊かな『夢ある遊歩道』をつくりたい。

まちづくり指針について

前号でもお知らせをしましたが、今年6月に公表された「まちづくり方針」をさらに具現化し、中央北地区の次世代型複合都市を実現していく手引き書としての役割を担うとともに、今後、地区内の民間開発に対して、官民が一体となってまちづくりを推進するためのルールとなる「中央北まちづくり指針」の検討を進めております。

学識経験者、権利者代表の方、施行者である行政の関係者によって構成される中央北まちづくり指針策定委員会を設置し、第1回を9月9日、第2回を10月17日に開催し、具体的な検討を行っております。

第1回では、『事業の経緯と現況等』や『まちづくりの目標及び基本方針』について議論が行われ、第2回では、『まちづくり方針を実現させる検討の方向性及び指針に盛り込むべき内容』等について議論が行われました。指針の詳細については、今後、区画整理ニュースでもお知らせいたします。



中央北整備部からのお願い

登記されていない借地権がある方、権利者が死亡され名義変更されていない方の申告等を引き続き受け付けています！

権利の移動があった場合や、住所、氏名の変更があった場合はご連絡を

上記の申告等や「阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業」について質問などがございましたらご連絡ください。

川西市 中央北整備部 中央北推進室 地区推進課

TEL：072 740 1214 FAX：072 - 740 - 1330

日時：午前9時～午後5時半（ただし、土曜・日曜・祝日は除きます）

HP：<http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/machi/cyuoukitaseibi/index.html>